## 示

## 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和六年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和六年三月二十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

三 道路の区域

道路の

種類

県 道

線

松伏春日部関宿線

旧 新 別 区 間
新田字東川七二八番二 大字惣新田字東川七三八番二 八・五二 八・五二 一〇・二
(メートル)
四二
九 六・九 へ 九 〇
備考